

ACSV Monthly Letter

安倍政権は予定通り、2019年10月1日より消費税10%を増税する方針を固めました。同時に軽減税率（8%）制度が実施されることとなります。

● 区分記載請求書等

飲食料品・新聞の定期購読等については軽減税率（8%）が適用されるため、消費税の税率は標準税率（10%）との複数税率となります。飲食料品等を販売する場合は、「区分記載請求書等」を発行する必要があります。

記載事項	① 発行者の氏名又は名称
	② 販売した年月日
	③ 販売した商品やサービスの内容（軽減税率対象はその旨） ・ 軽減税率対象であることが明らかであれば「食品」「飲食料品」などの記載でもOK
	④ 税率ごとに区分して合計した税込み金額 ・ 「税抜き金額+消費税」の記載もOK ・ 軽減税率対象に「※」などを付ける方法、個々に税率を記載する方法、適用税率ごとに区分して記載する方法など、税率ごとの集計を明らかにする
	⑤ 相手の氏名又は名称

飲食料品等の販売をしない場合は、従来の請求書や領収書と変わりありませんが、税率（10%）を明記することをお勧めします。

また、飲食料品を購入した場合は、区分して経理する必要があるので注意が必要です。同じ仕入先からの購入でも、食材や調味料は軽減税率（8%）、消耗品・加工費・ロイヤリティなどは標準税率（10%）となり、請求書や領収書で税率を確認して、会計ソフトへの入力や記帳をすることになります。10%に対応していない会計ソフトを使用する場合などは、摘要に「8%」と入力するなど、後で集計できるようにしておく必要があります。

【夏季休業のお知らせ】

8月13日（火）～15日（木）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日（金）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。